





管理番号	S-K13
版 番 号	1
制 定 日	2015. 4. 1
改 定 日	2017. 6. 20

役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程

1. 目的及び意義
2. 定義等
3. 報酬の支給及び額
4. 役員勤務報酬等
5. 適用除外
6. 費用弁償
7. 報酬等の支給方法及び支給日
8. 公表
9. 改廃
10. 補足

承認	審査	作成
	 	
2017. 6. 21	2017. 3. 3	2017. 3. 2

配布場所	
------	--

役員の報酬等に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015. 4. 1
	S-K13	1	改定日	2017. 6. 20

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 改訂履歴

本マニュアルの改訂履歴を以下に記載する。

版番号	制定・改訂	改訂内容
第0版	2015年4月1日	制 定
第1版	2017年6月20日	名称変更：役員の報酬等に関する規程から 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 制度改正により条文の全面改定を実施 【平成 29 年 6 月 20 日承認、(平成 29 年 6 月の定時評議員会)】

役員の報酬等に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号 S-K13	版番号 1	制定日 改定日	2015. 4. 1 2017. 6. 20
------------------------------	---------------	----------	------------	---------------------------

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人洗心会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬（評議員選定委員含む。）並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれている理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選定委員とは、定款第6条に基づき置かれている者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及び額)

第3条 当法人の評議員には、定款第8条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて当法人の業務を行った場合であっても、別表3の評議員業務報酬等はこれを支払わないものとする。

2 この法人の常勤役員及び非常勤役員には、各年度の報酬等の額が900万円の範囲内において、常勤役員には別表4の額を、また、非常勤役員には職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合等は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて当法人の業務を行った場合であっても、別表3の役員業務報酬等はこれを支払わないものとする。

3 監事が、理事会・評議員会以外の日において、当法人及び施設（事業所）の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

4 評議員選定委員が評議員選定委員会に出席した場合は、別表5により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が、理事会・評議員会以外の日において、理事長の命を受けて当法人及び施設（事業所）の運営のための業務（視察を含む。）に当たった場合は、別表3

役員の報酬等に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号	版番号	制定日	2015. 4. 1
	S-K13	1	改定日	2017. 6. 20

により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

- 第5条 理事の中で施設(事業所)の職員を兼務する者及び評議員選定委員の事務局員は、この規程を適用しない。
- 2 常勤役員は、別表1の理事会出席報酬等、別表2の評議員会出席報酬等、別表3の役員・評議員業務報酬等、監事監査指導報酬等は適用しない。

(費用弁償)

- 第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は洗心会給与規程別表一4手当の支給表の通勤手当の支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費も含む)を、洗心会旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法及び支給日)

- 第7条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、洗心会給与規程第4条(給与の支給方法)及び第8条(給与の計算期間及び支払日)を準用する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。
- 3 第1項以外の役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

役員の報酬等に関する規程	管理番号	版番号	制定日	2015.4.1
■社会福祉法人 洗心会■	S-R13	1	改定日	2017.6.20

附則

制定 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 改定
- 1 この規程は、平成29年6月20日（定時評議員会の議決日）から施行する。
 - 2 社会福祉法の一部を改正法律による評議員選任・解任（評議員選定委員会）、平成28年度の監事監査、決算理事会、理事長の命を受けて当法人及び施設（事業所）の運営のための業務（視察を含む）に当たった場合、並びに平成29年6月の定時評議員会の役員及び評議員等の報酬は、この規程の例により行う。

役員の報酬等に関する規程 ■社会福祉法人 洗心会■	管理番号 S-K13	版番号 1	制定日 改定日	2015.4.1 2017.6.20
------------------------------	---------------	----------	------------	-----------------------

別表 1

理事会出席報酬等

名 称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	8,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

別表 2

評議員会出席報酬等

名 称	報酬額 (※)	実費弁償費
評議員会出席報酬等	8,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

別表 3

役員・評議員業務報酬等、監事監査指導報酬等

名 称		報酬額 (※)	実費弁償費
役員・評議員 業務報酬等	4時間以内	4,000円	2,000円
	4時間以上	8,000円	2,000円
監事監査指導報酬等		15,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

別表 4

常勤役員報酬等 (月額)

名 称	号	報酬月額	通勤手当 (月額)
常勤理事・監事	第1号	85,000円	洗心会給与規程別表一 4 手当の支給表の通勤 手当 (定額) の支給基 準に準ずる。
常勤理事・監事	第2号	100,000円	
常勤理事・監事	第3号	150,000円	
常勤理事・監事	第4号	200,000円	
常勤理事	第5号	250,000円	
常勤理事	第6号	300,000円	
常勤理事	第7号	350,000円	
常勤理事	第8号	400,000円	

※賞与は、報酬月額に施設職員と同じ率で支給することができる。

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。

別表 5

評議員選定委員会出席報酬等

名 称	報酬額	実費弁償費
外部委員・監事	10,000円	2,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を控除した額を報酬額とする。